

公益財団法人富田林市文化振興事業団 後援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人富田林市文化振興事業団（以下「この法人」という。）が後援に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、後援とは事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について協力することをいい、協力の内容は原則として名義使用の承認をすることをいう。

(対象団体)

第3条 後援の対象となる団体は、主たる活動が市内で行われ、かつ芸術文化の振興に寄与していると認められる団体で、次の各号に掲げる要件を満たすもの。

- (1) 規約等を有するとともに代表者、所在地及び会計処理が明確であること。
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- (3) 一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがあること。

(承認基準)

第4条 後援の承認基準は、次に掲げる全ての要件に該当する場合のみ、これを承認することができる。

- (1) 富田林市の芸術文化活動の活性化に貢献すると認められるもの。
- (2) 市民の文化に対する関心を高め、市民の幅広い参加が見込まれるもの
- (3) 事業の実施目的及び内容が純粋な文化活動であり又広く一般を対象としたもの。（主として会員又はこれに類するものに限られた範囲を対象としているものは除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、後援は行わない。

- (1) 事業の実施目的及び内容が政治的・宗教的色彩を有しているもの。
- (2) 事業の実施目的及び内容が公序良俗に反せず、また、社会的な非難を受けるおそれのあるもの。
- (3) 事業の実施目的及び内容が営利目的として運営されているもの。
- (4) 特定の団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 後援をすることによりこの法人の中立性が損なわれるなど、市民に当該行事に対する誤った理解を抱かせるおそれがあるもの。

(申請の手続き)

第5条 後援の承認を受けようとするものは、後援申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、事業実施月の3か月前までに理事長に提出しなければならない。

(承認及び通知)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が適当と認めるときは承認通知（様式第2号）、その内容が適当と認めることができないときは、不承認通知（様式第3号）にて、当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 承認をうけた事業に変更が生じた場合又は、中止しようとするときは、速やかに後援事業変更申請書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。また、後援申請を取り消したい場合は、後援承認申請取下書(様式4号)により申請を取下げることができる。

2 理事長は、前項の変更承認をする場合においては、後援事業変更承認書(様式第6号)により通知するものとする。

(承認の取消)

第8条 前条に定める手続きを怠り、また申請内容に虚偽があったときは、理事長は後援の許可を取消し、後援承認取消書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。後援の承認を取消されたときは、以後その団体等の事業については、後援の承認は行わないものとする。

(報告書の提出)

第9条 後援の使用を受けた者は、当該事業終了後30日以内に、次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式8号)
- (2) 収支決算書(様式8-1号)

(利便の提供)

第10条 事業団が後援の承認をしたものに対しては、次の各号に掲げる利便を提供することができる。

- (1) すばるホール内の指定場所へのポスター等の掲示
- (2) すばるホール内の指定するチラシラックにおけるチラシの頒布
- (3) すばるホールホームページへの掲載

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月20日から施行する

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する